

(仮称)パロー瀬戸南ショッピングセンター(Aゾーン)

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

1 概要

駐車場出入口11箇所の中の1箇所を出入口から出口専用に変更する。(法第6条第2項)

2 店舗の概要

届出事項		変更前	変更後
店舗	店舗名称	(仮称)パロー瀬戸南ショッピングセンター(Aゾーン)	
	店舗所在地	瀬戸市西本町2-250ほか12筆	
設置者	名称	株式会社パロー	
	代表者	代表取締役 田代 正美	
	住所	岐阜県恵那市大井町180-1	
	備考	ほか3名	
小売業者	名称	株式会社パロー	変更前に同じ
	代表者	代表取締役 田代 正美	同
	住所	岐阜県恵那市大井町180-1	同
	備考	ほか4名	ほか2名
店舗面積		6,485 m ²	変更前に同じ

業態	総合店		
用途地域	市街化調整区域	-	-
参考	平成18年2月23日 法第5条第1項届出 平成18年10月19日 開店		

3 届出の概要

届出年月日	平成18年10月18日
変更する日	平成18年10月19日

届出事項		変更前	変更後
施設の運営	駐車場出入口	数	11箇所
		位置	別紙図面のとおり
			変更前に同じ
			別紙図面のとおり

4 施設の配置及び運営方法関連事項

1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

ア 駐車場の位置及び構造等

1平面自走エレベーター:無	2平面自走エレベーター:有	3機械式駐車場	共用駐車場数	ピーク1hの来台車数
3箇所	0箇所	0箇所	0箇所	311台

イ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

種別	1	収容台数	67台		歩行者動線	非分離	騒音配慮	段差を抑えた駐車場設計	排ガス配慮	不要なアイドリング・クラクション・空ぶかし防止等表示板の設置			
			出入口数	道路種別						道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース
A-1 駐車場	東	なし	市町村道	8m	なし	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	1箇所	県道	16m	あり	20m	120m	104	双方向	左折のみ	あり		
	南	1箇所	市町村道	6m	なし	25m	6m	104	双方向	右左折混合	あり		
	北	1箇所	市町村道	6m	なし	25m	6m	45	双方向	右左折混合	あり		
交通整理員等の配置		土曜日・日曜日・祝祭日・イベント・セール時のみ配備											

種別	1	収容台数	62台		歩行者動線	非分離	騒音配慮	段差を抑えた駐車場設計	排ガス配慮	不要なアイドリング・クラクション・空ぶかし防止等表示板の設置		
			出入口数	道路種別						道路幅員	歩道	交差点距離
A-2 駐車場	東	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	なし	市町村道	8m	なし	-	-	-	-	-	-	-
	南	1箇所	国道	16m	あり	65m	-	0	双方向	左折のみ	あり	
	北	2箇所	市町村道	6m	なし	35m	6m	42	双方向	右左折混合	あり	
交通整理員等の配置		土曜日・日曜日・祝祭日・イベント・セール時のみ配備										

(仮称)バロー瀬戸南ショッピングセンター(Aゾーン)

A-3 駐車場	種別	1	収容台数	450台	歩行者動線	分離	騒音配慮	段差を抑えた駐車場設計	排ガス配慮	不必要なアイドリング・クラクション・空ぶかし防止等表示板の設置										
	出入口数	1箇所	道路種別	市町村道	歩道	なし	交差点距離	50m	駐車待スペース	6m	予測来台車数	302	道路形態	双方向	入出庫方法	右左折混合	整理員	あり	判定	
	東	1箇所	市町村道	6m	なし	なし	25m	6m	302	双方向	右左折混合	あり								
	西	2箇所	市町村道	8m	なし	なし	50m	6m	302	双方向	右左折混合	あり								
	南	1箇所	市町村道	6m	なし	なし	55m	6m	302	双方向	右左折混合	あり								
北	1箇所	市町村道	6m	なし	なし	55m	6m	302	双方向	右左折混合	あり									
交通整理員等の配置			土曜日・日曜日・祝祭日・イベント・セール時のみ配備																	

評価	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理

ウ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
実施	実施	実施	実施(交通飽和度等の検討)

法第5条第1項(新設)届出時に実施

エ 経路の設定等

(ア) 車両関係

a 来客車両関係

案内表示	交通整理員の配置	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路	評価
あり	配置	回避	回避	回避	あり	×

市町村の意見概要	対応
意見なし	-

住民等の意見の概要	対応
意見なし	-

県の意見案

国道363号の来客車両の誘導については、来客者が適切な経路を選択できるよう必要な措置を講じること。

県の意見に至る考え方

出入口の変更に併せて、本地大橋から山口川沿いの道路を主要経路とする経路変更が示されているが、国道363号から右折して来店する車両が発生しており、現状の来客車両の誘導対策は不十分である。このため、県としては指針を提案したところ、店舗周辺地域の生活環境の保持に配慮する必要から、入出庫計画を実行性のあるものとするため、設置者に対し適切な措置を講じさせる必要がある。